

# 入札説明書

この入札説明書は、公共サービス改革基本方針（令和2年7月7日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された政府所有米穀の販売等業務に係る競争入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項（入札公告に記載された事項を除く。）について説明するものである。

## 1 業務内容

販売等業務の内容は、令和3年度政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）別添1「業務仕様書」のとおりとする。

なお、政府所有米穀の取扱予定数量については、外国産米穀の輸入状況及び国内産米穀の買入状況等により変動することがあることに留意する。

## 2 業務実施期間

販売等業務の実施期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

## 3 予算額

販売等業務の予算総額は、33,382,026千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

## 4 入札参加心得等

(1) 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第2章から第8章まで及び実施要項並びに政府所有米穀の販売等業務委託契約書案（以下「委託契約書案」という。）を熟知の上、入札しなければならないものとし、入札後これらの内容の不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。

(2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする場合等において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 5 入札書、企画書等の作成方法、提出場所、提出方法及び提出部数等

入札参加者は、実施要項第4の2に定めるもののほか、次に定めるところにより、入札書、企画書その他審査に必要な書類を提出すること。

### (1) 入札書

① 入札書は、別紙様式によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載するものとする。

② 入札書に記載する単価は、実施要項第5の2(2)②に定める取扱手数料の1トン当たりの円単位の単価、政府所有米穀を保管する場合の保管経費の1期・1トン当たりの円単位の単価並びに政府所有米穀を加工原材料用及び飼料用に販売するためのそれぞれの運送経費の1トン当たりの円単位の単価とし、円未満の端数は付けてはならない。

なお、加工原材料用の運送経費単価は、委託契約書案付録の運送経費に記載した庫出料を含めた単価、また、飼料用の運送経費単価は、委託契約書案付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費を含めた単価を入札書に記載するものとする。

また、運送経費単価の目安となる平均の運送距離は、加工原材料用にあつては100km、飼料用にあつては150kmとする。

③ 政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、再委託先からの見積金額を考慮した単価を入札書に記載するものとする。

④ 入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、20万トン以下とする。また、外国産米穀の取扱希望数量と併せて、当該取扱希望数量の2割以上で、1千トンを単位として、当該取扱希望数量のうち加工原材料用の用途に販売する予定数量を記載する。

⑤ 代理人をして入札する場合は、入札書に、入札参加者本人の名称又は氏名を記載するとともに、代理人であることを表示の上、代理人の名称又は氏名を記載するものとする。なお、復代理人をして入札する場合も、これに準じる。

⑥ 入札金額及び取扱希望数量を訂正した場合は無効とする。

(2) 本入札に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付貿易業務課

(別館2階ドアNo.別211)

担当者 石橋、楢、福水 電話03-6744-1354

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出に当たっての留意事項

① 直接持参により入札書等を提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。

② 入札書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

③ 入札書等は、非公開とする。

## 6 契約の締結

(1) 食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官と契約候補者は、別添により作成された政府所有米穀の販売等業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）（2部）により、契約を締結する。

(2) 委託契約書第3条に規定する委託費の限度額は、契約者の取扱予定数量により3の予算額を按分した額とする。

## 7 情報管理システムの運用準備

契約者は、政府所有米麦情報管理システムを利用しようとする場合は、販売等業務委託契約締結後、農林水産省政策統括官の指示に従い、政府所有米麦情報管理システムの事前運用を行うとともに、操作の習熟に努める。

別紙様式

令和3年度政府所有米穀の販売等業務入札書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官  
農林水産省政策統括官 天羽 隆殿

住 所  
名 称  
代表者 役職  
氏名

委託契約書（案）、実施要項等を承諾の上、下記により入札いたします。

記

1 入札価格

- |              |             |   |
|--------------|-------------|---|
| ・ 取扱手数料      | 1 トンにつき     | 円 |
| ・ 保管経費       | 1 期・1 トンにつき | 円 |
| ・ 加工原材料用運送経費 | 1 トンにつき     | 円 |
| ・ 飼料用運送経費    | 1 トンにつき     | 円 |

2 外国産米穀の取扱希望数量

- (1) 万トン
- (2) 上記数量のうち加工原材料用の用途に販売する数量 万トン